

阿賀野市告示第125号

阿賀野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成25年阿賀野市告示第200号）の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和5年6月29日

阿賀野市長 田 中 清 善

阿賀野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の一部を改正する要綱

阿賀野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱（平成25年阿賀野市告示第200号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に次の1号を加える。

- (3) 前2号に掲げるもののほか設置の目的を達成するために必要があると認められる者で、市長が任命する者

第3条第2項中「前項第2号」の次に「及び第3号」を加える。

第8条見出し中「報酬」の次に「及び費用弁償」を加え、同条中「第2号に掲げる隊員の報酬」を「第2号及び第3号に掲げる隊員の報酬及び費用弁償」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

(補償)

第9条 第3条第1項第2号及び第3号に掲げる隊員の出勤中の事故の補償は、市町村等の非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成16年新潟県市町村総合事務組合条例第24号）又は労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

附 則

この告示は、令和5年6月29日から施行し、改正後の阿賀野市鳥獣被害対策実施隊設置要綱の規定は、令和5年6月1日から適用する。